

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画

令和8年度事業実施計画

令和8年3月

香 川 県

1. はじめに

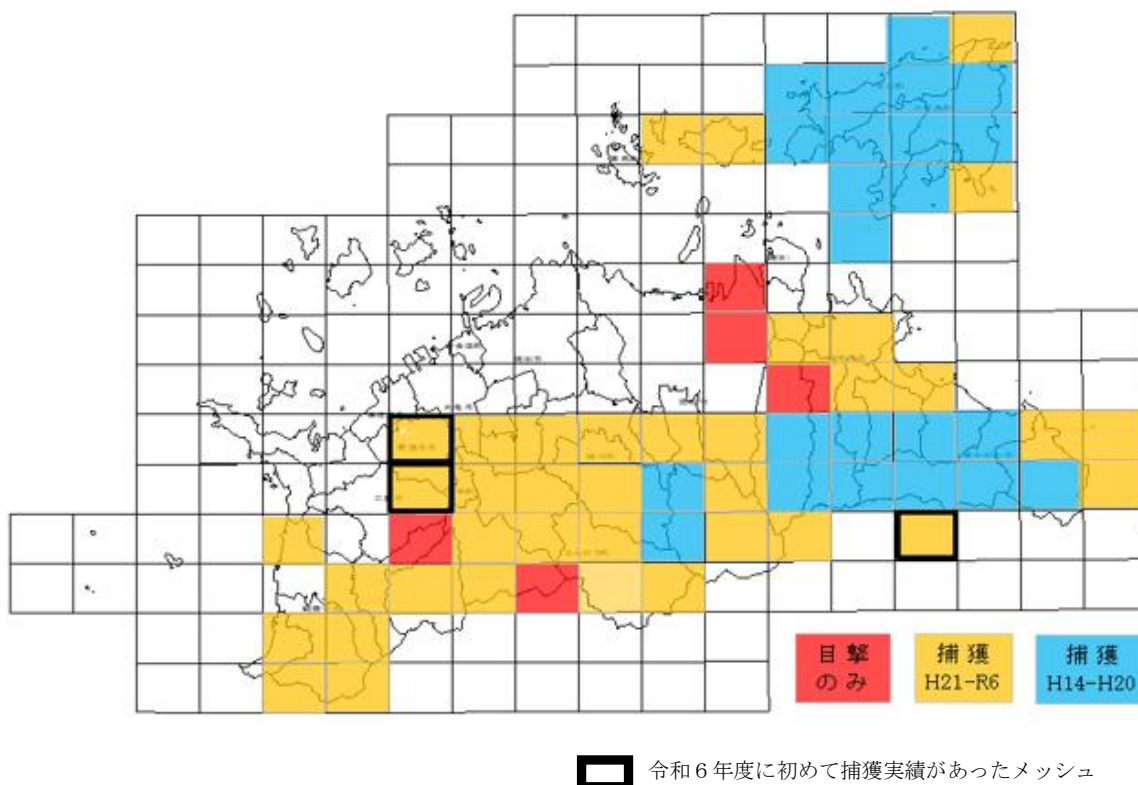
本計画は、ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（以下「シカ管理計画」という。）に基づき、令和8年度における個体群管理や被害対策を実施するための管理目標及びそれを達成するための具体的な施策等を定めるものである。

2. 年間捕獲目標等

(1) 生息状況

本県のニホンジカの分布は図1のとおりである。令和6年度に初めて捕獲があったのは、善通寺市2メッシュ、東かがわ市1メッシュの計3メッシュであり、徐々に生息範囲が拡大しており、今後も拡大することが懸念される。

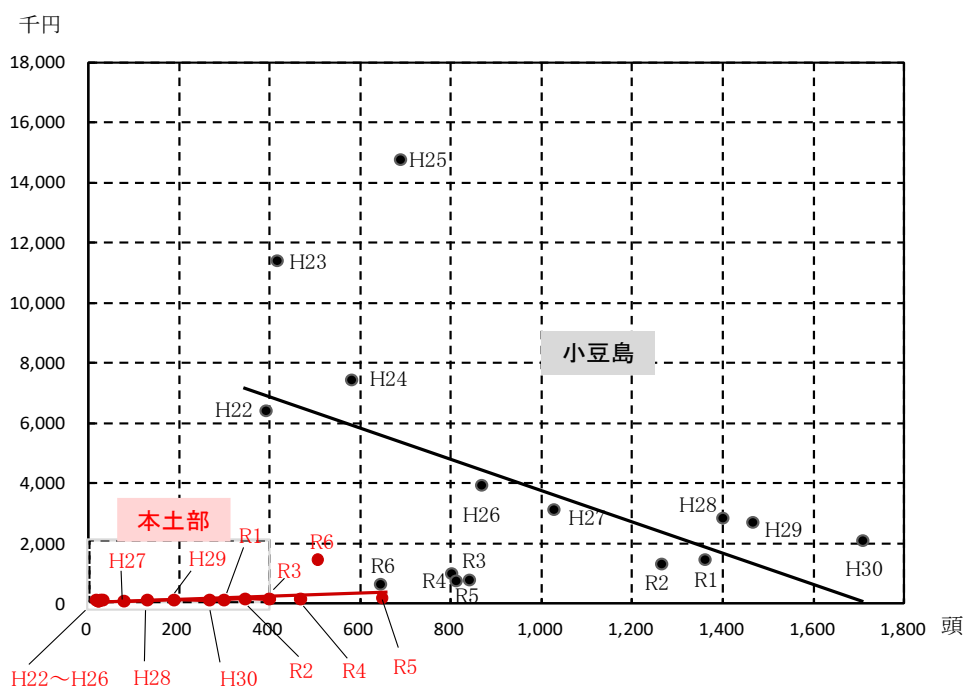
図1 香川県のニホンジカ分布図



(2) 個体数調整の考え方と年間捕獲目標

平成22年度から令和6年度までの捕獲頭数と農作物被害金額の関係は図2のとおり。ニホンジカの被害は主に果樹や水稲で確認されており、本土部の捕獲頭数は増加する傾向にある。農作物被害金額はこれまで横ばいで推移していたものの、令和6年度に急増し、果樹は前年度の1,056千円から約1.6倍となる1,637千円、水稲は前年度の16千円から約26倍となる426千円と、それぞれ被害が拡大している。一方、小豆島については、令和元年度から捕獲頭数、被害金額ともに減少する傾向にある。

図2 捕獲頭数と農作物被害金額



本土部におけるメッシュ別の捕獲頭数の増減を図3に示し、小豆島におけるメッシュ別の捕獲頭数の増減は図4に示した。横軸に前年度、縦軸に当年度の捕獲頭数をプロットしたもので、過去9年分を示している。前年度及び当年度に捕獲がないメッシュについては、増減数から除外している。

ここで小豆島と本土部における捕獲頭数の増加・減少・同数のメッシュ数（各年度のグラフの横軸下に示す）の経年変化をそれぞれ調べた（補足図1と2）。旧年度と新年度を比較した以下の表示は H28/H29、あるいは R5/R6 のように示す。

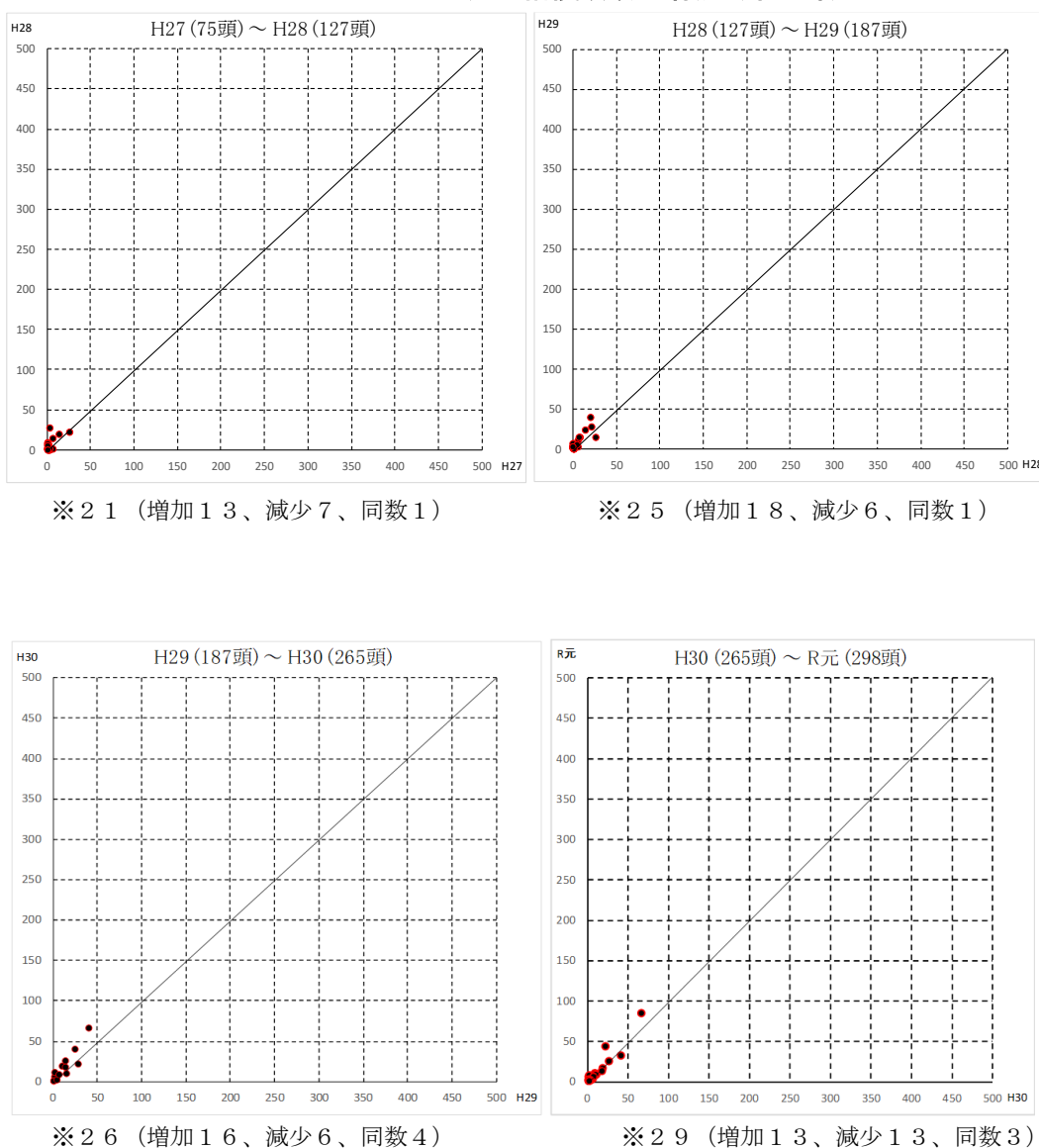
小豆島における同数のメッシュ数は H28/H29 から R5/R6 の経年9年間においてほぼ0かそれに近い（補足図2）。一方、増加・減少したメッシュ数の変化はいったん交差するが、H30/R1以降の近年では両者は収束するような傾向を示し、減少したメッシュ数は増加のそれよりも継続的にやや多い。すなわち、H30/R1以降の小豆島では増加のメッシュ数を抑えるほど減少のメッシュ数が維持され、両者のメッシュ数をほぼ7程度におさめている。R5/R6では捕獲数増加メッシュ数はさらに減少し、捕獲数減少メッシュ数が増加した。令和元年度以降から令和6年度までの小豆島での総捕獲頭数が減少した事実をふまえれば（図2）、これらの増加や減少のメッシュ数の状況は現在おこなっている小豆島でのニホンジカの捕獲圧の成果と推測される。

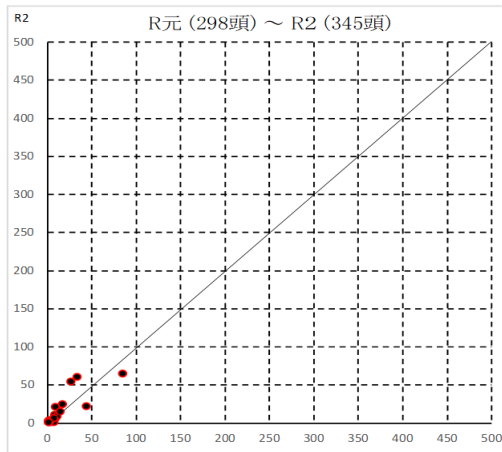
これに対して、本土部における同様の経年変化をみると（補足図1）、増加したメッシュ数では H28/H29には増加するが H30/R1 および R1/R2 にかけては減少し、その後、R3/R4、R4/R5、R5/R6 と増加、減少を繰り返している。しかし、過去9年間を通してみる

と若干ではあるが増加している傾向といえるであろう。一方、減少・同数であるメッシュ数でも増減の波はあるが、過去9年間を通してみると両者とも増加の傾向を示している。すなわち、増加・減少・同数のメッシュ数が9年間の傾向として増加していることは本土部の分布域が拡大しているといえる。

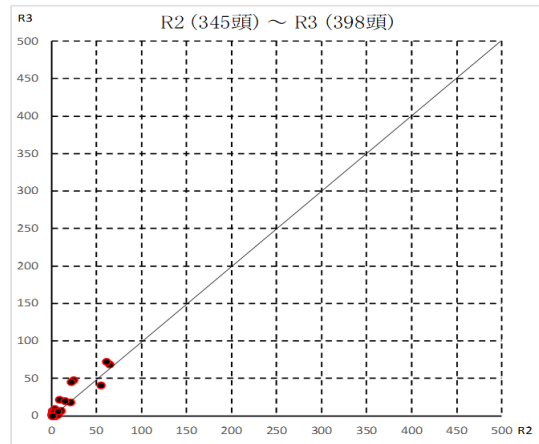
上述の小豆島および本土部での過去9年間の捕獲頭数の増加・減少・同数のメッシュ数の経年変化に関する変化（補足図1と2）、および令和元年度以降から令和5年度までの総捕獲頭数の増加の事実（図2）を合わせて考えると、本土部においては現在のニホンジカの捕獲圧では個体数の増加および分布の拡大を抑止できる状態にはなっていないと推測される。したがって、今後も本土部でのニホンジカの捕獲圧を高めながら、メッシュ数や捕獲個体数の変化の動向については注意を必要としよう。

図3 メッシュ別の捕獲頭数の増減（本土部）

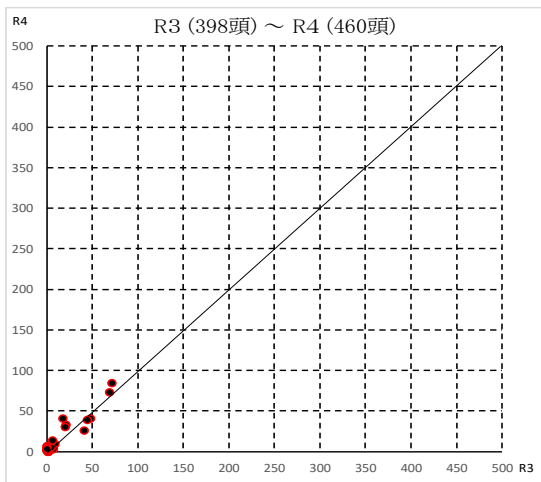




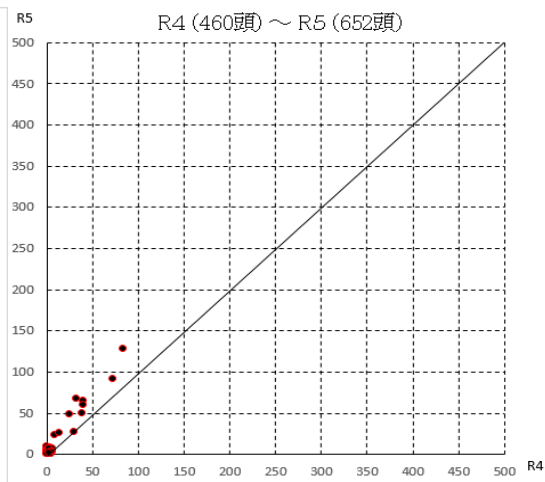
※ 2 8 (増加 1 2、減少 9、同数 7)



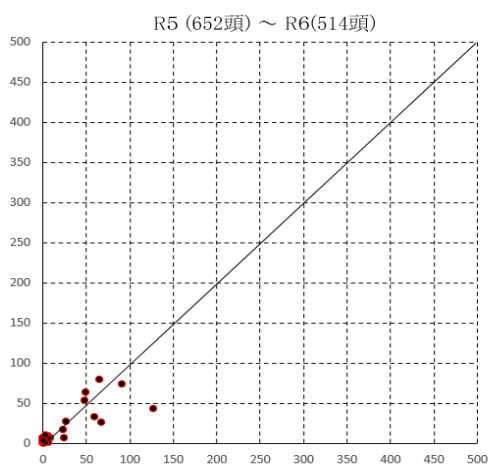
※ 3 7 (増加 1 7、減少 1 7、同数 3)



※ 3 7 (増加 1 9、減少 1 3、同数 5)



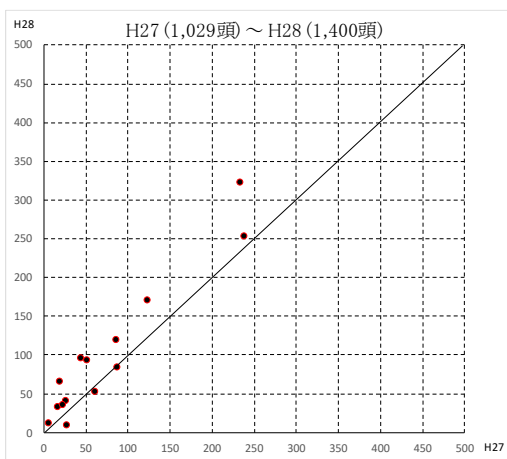
※ 3 4 (増加 1 7、減少 1 2、同数 5)



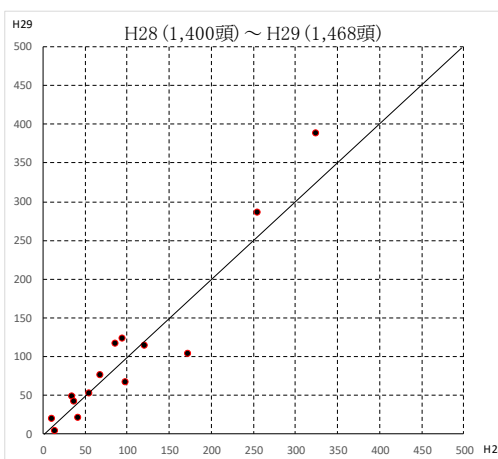
※ 3 5 (増加 1 8、減少 1 2、同数 5)

小豆島におけるメッシュ別の捕獲頭数の増減は図4のとおり。捕獲頭数が増加したメッシュ数は令和元年度以降横ばいであるが、経年的に見ると捕獲頭数が飛び抜けて多いメッシュが過去8年間にわたって見られる。(前年度及び当年度に捕獲がないメッシュについては、増減数から除外している)

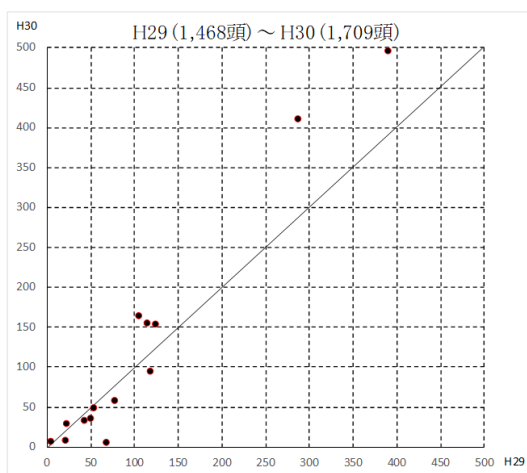
図4 メッシュ別の捕獲頭数の増減（小豆島）



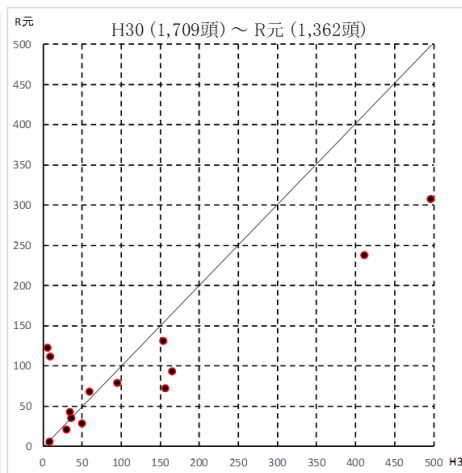
※14 (増加11、減少3、同数0)



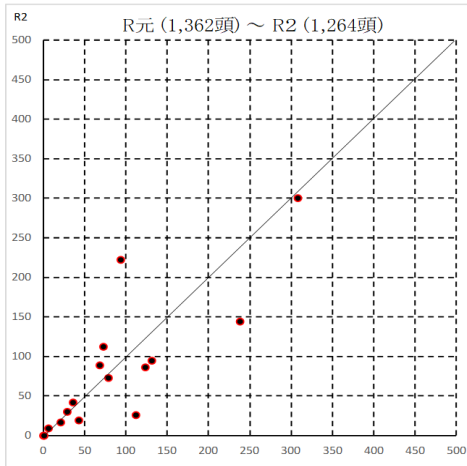
※14 (増加8、減少6、同数0)



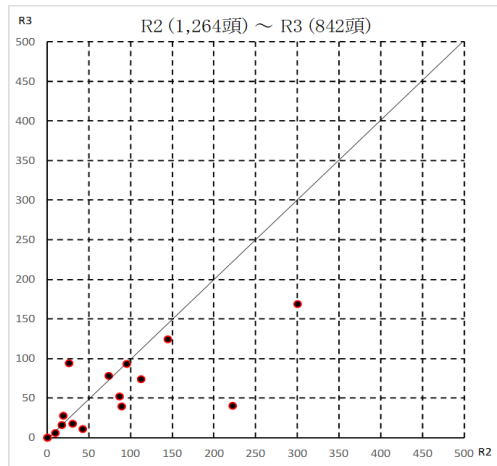
※14 (増加7、減少7、同数0)



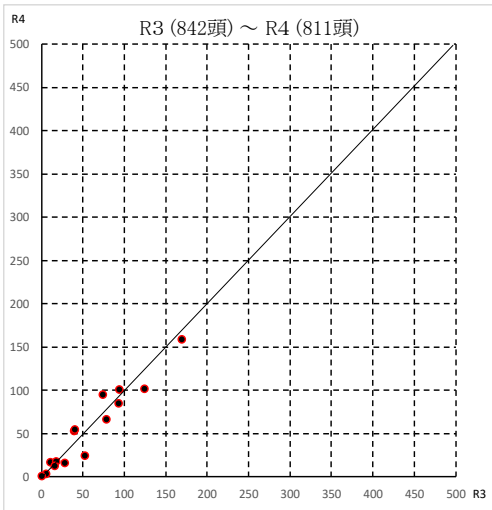
※15 (増加5、減少9、同数1)



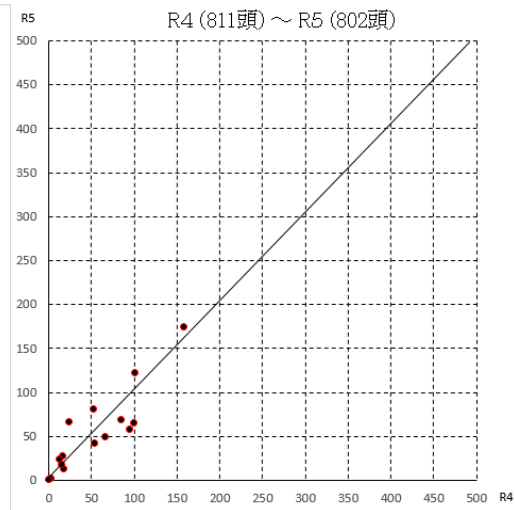
※15 (増加6、減少9、同数0)



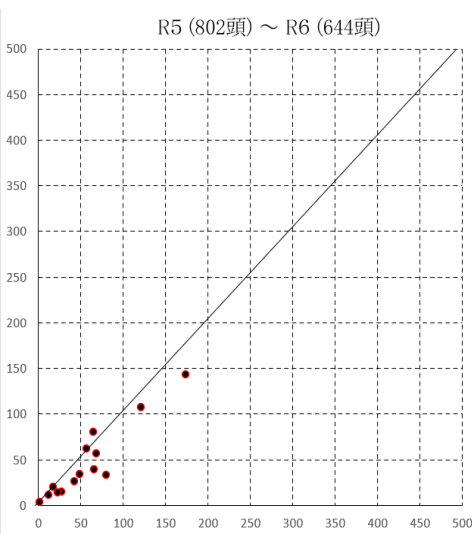
※15 (増加6、減少9、同数0)



※15 (増加6、減少8、同数1)



※15 (増加7、減少8、同数0)



※14 (増加4、減少10、同数0)

図5～14にメッシュ毎の捕獲頭数を本土部では10頭間隔、小豆島では100頭間隔の等値線図にしたものである。

本土部においては、東かがわ市入野山黒川周辺のメッシュから個体群の分散が起こっていると考えられる。さらに、令和5年度以降、観音寺市大野原町内野々と五郷ダムの辺りでピークが形成されている。

また、小豆島においては、中山～西村を結ぶ一帯に個体数が集中していることが見られる。

図5 平成27年度 捕獲頭数 (1,104頭)

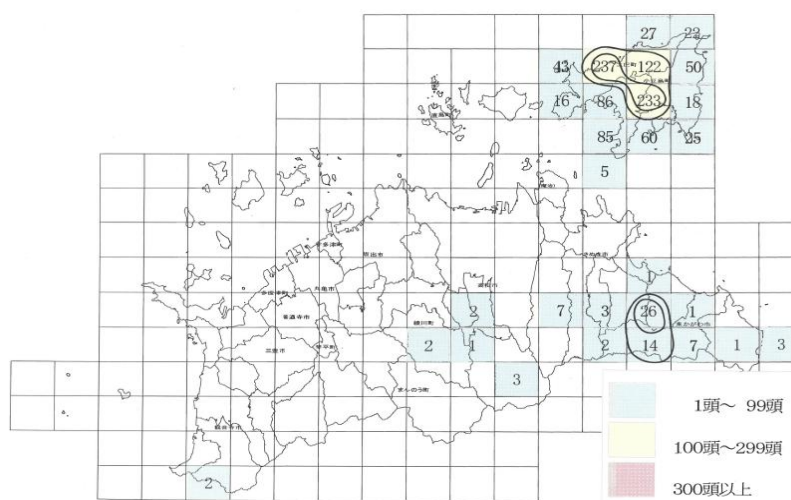


図6 平成28年度 捕獲頭数 (1,527頭)

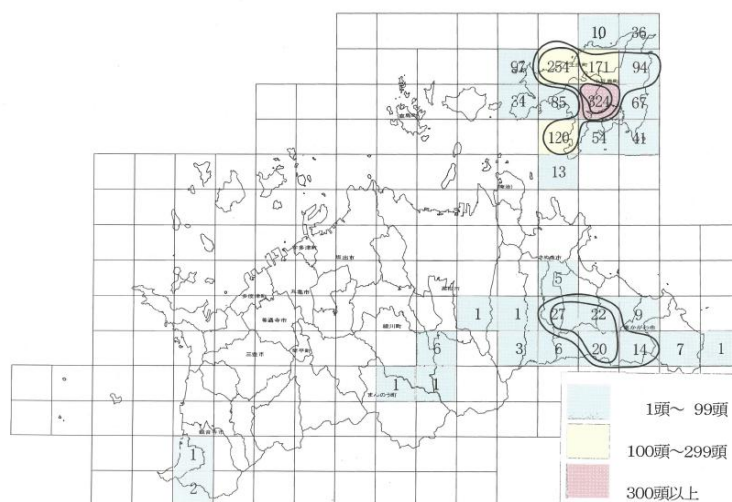


图7 平成29年度 捕獲頭数 (1,655頭)

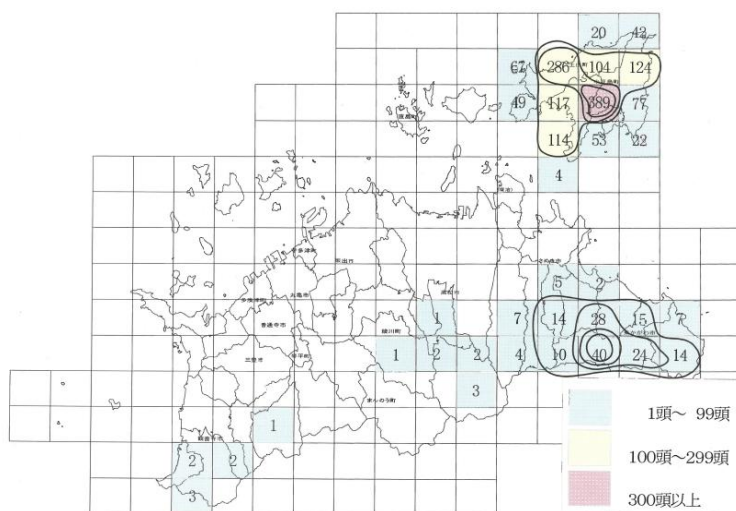


图8 平成30年度 捕獲頭数 (1,974頭)

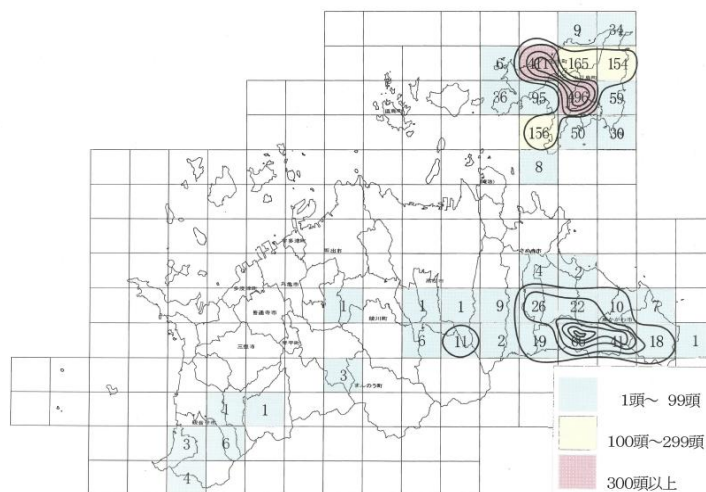


图9 令和元年度 捕獲頭数 (1,660頭)

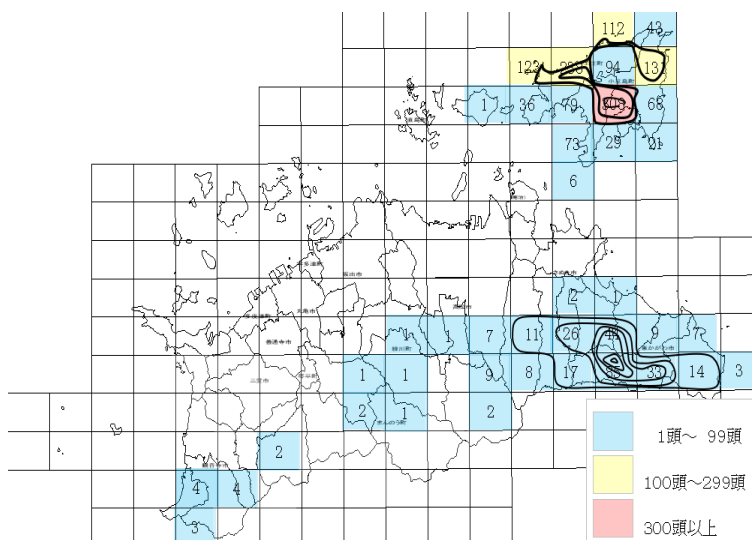


图 1 0 令和 2 年度 捕獲頭数 (1,609 頭)

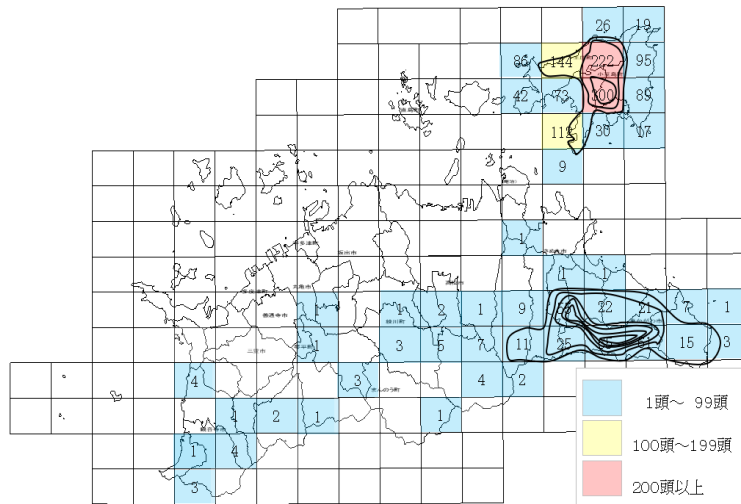


图 1 1 令和 3 年度 捕獲頭数 (1,240 頭)

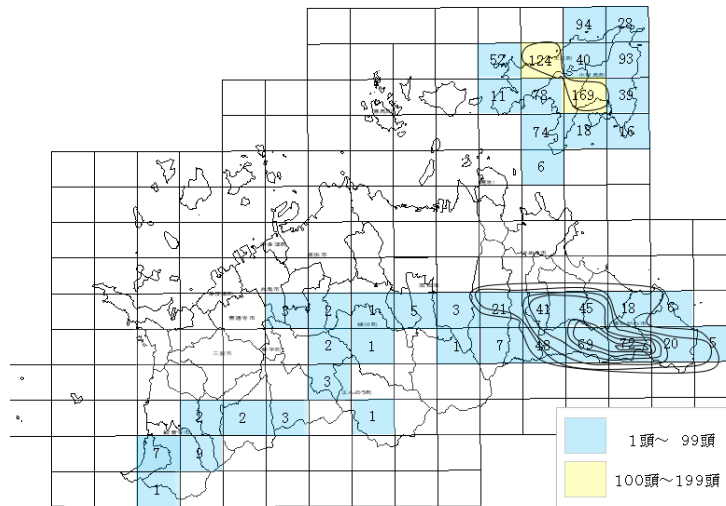


图 1 2 令和 4 年度 捕獲頭数 (1,271 頭)

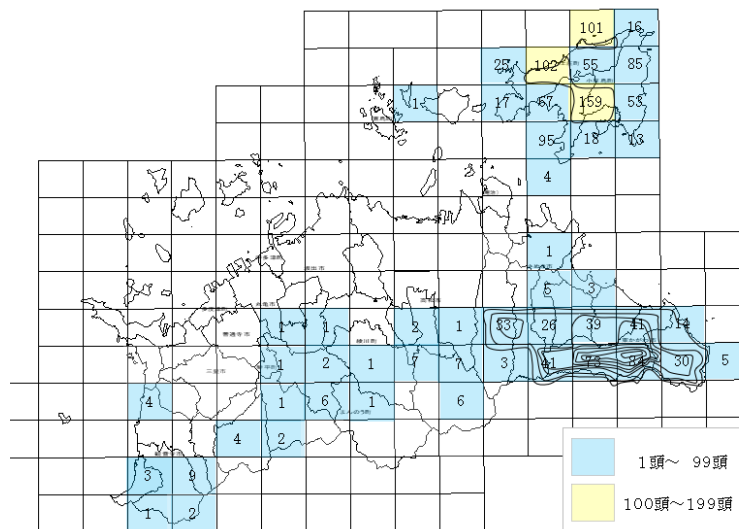


図13 令和5年度 捕獲頭数(1,454頭)

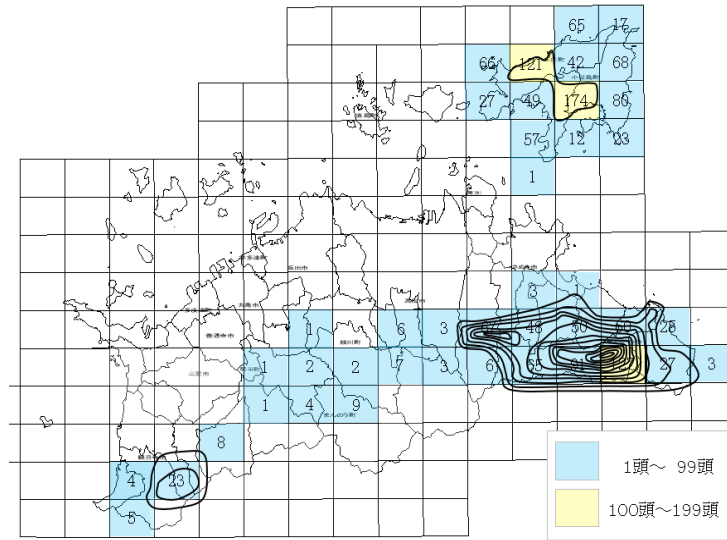
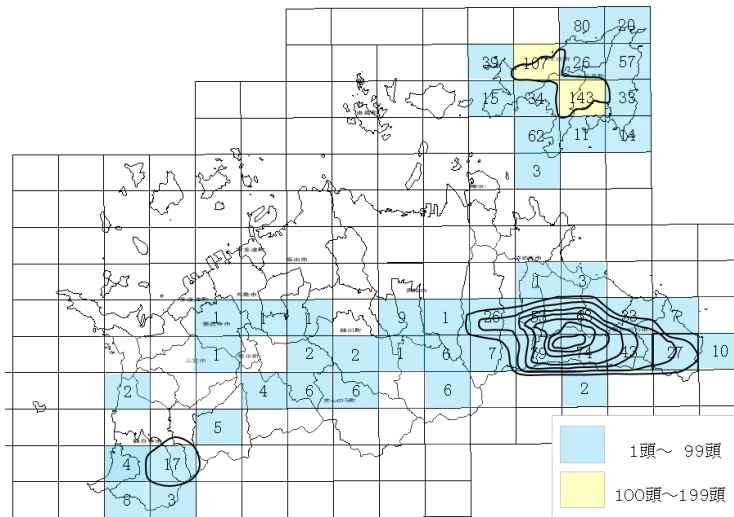
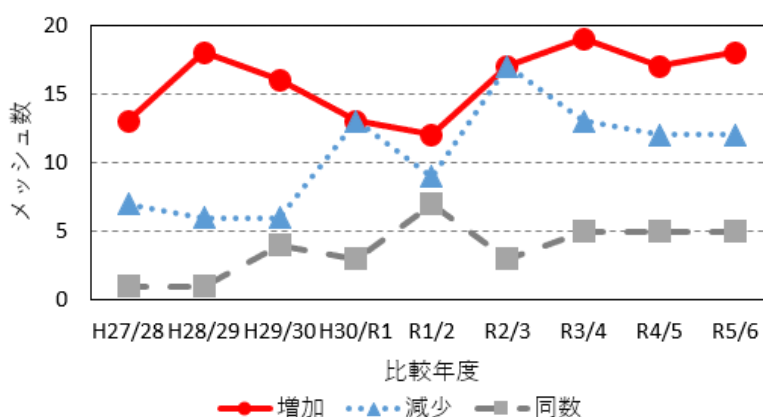


図14 令和6年度 捕獲頭数(1,158頭)

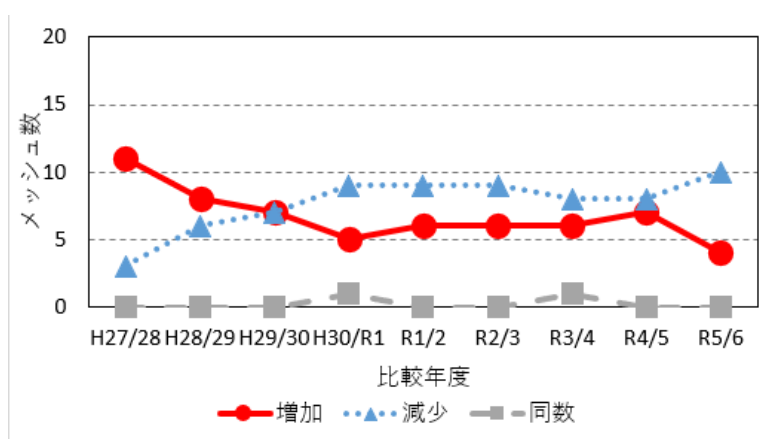


＜補足図1～2＞

補足図1 年度比較によるニホンジカ捕獲数増減メッシュの推移(本土部)



補足図2 年度比較によるニホンジカ捕獲数増減メッシュの推移(小豆島)



令和6年度は、本土部では目標頭数 600 頭に対し 514 頭、小豆島では捕獲目標 900 頭に対し 644 頭をそれぞれ捕獲した。目標達成率は、本土部と小豆島でそれぞれ 86%、72%となった。

捕獲頭数は本土部では年々増加していたが、令和6年度は減少した。小豆島では平成30年度まで増加していたが、令和元年度以降は減少している。本土部においては、令和6年度は捕獲頭数が減少したものの、捕獲頭数が増加したメッシュ数が増加したこと、新たに捕獲されたメッシュが3つあったこと等から、分布域が拡大していることが考えられ、また農業被害金額も急増しているため、年間捕獲目標を昨年度（令和7年度：700頭）より100頭増やし800頭以上とするが、第3期計画期間中の目標達成のためには、可能な限り捕獲体制を強化し、捕獲数の上積みを図ることとする。また、小豆島は、農作物被害金額及び令和元年度以降の捕獲頭数が減少傾向にあることから、年間捕獲目標を昨年度（令和7年度：800頭）より100頭減らし700頭以上とし、県全体で1,500頭以上とする。

3. 管理目標を達成するための具体的な施策等

(1) 個体群管理

① 狩猟

ア 小豆島においては、地域個体群の保全と安全確保のため、有害鳥獣捕獲によって個体群管理を実施するものとし、捕獲禁止措置を継続する。

イ 本土部においては、狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を継続する。

- ・ 狩猟期間の延長（環境大臣が定める狩猟期間である 11 月 15 日から 2 月 15 日までを、11 月 15 日から 3 月 31 日までとする）。
- ・ 禁止猟法の一部解除（輪の直径が 12cm を超える足くくりわなの制限解除）
- ・ 鳥獣保護管理法第 14 条第 1 項に基づく休猟区における特例制度の活用

② 有害鳥獣捕獲

ア 小豆島においては、土庄町・小豆島町を実施主体として、通年で鳥獣被害防止特措法に基づき設置した鳥獣被害対策実施隊等による有害鳥獣捕獲を、島内全域で積極的に実施する。

イ 本土部においては、モニタリング調査の結果や目撃情報に基づき、生息範囲が拡大しているおそれがある地域について、各市町が鳥獣被害対策実施隊等による積極的かつ集中的な有害鳥獣捕獲を実施する。

県は、関係機関から収集したシカの出没情報や農林業被害を「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、鳥獣被害対策実施隊等による捕獲が効率的に行われるよう情報提供を行う。

ウ 県は、捕獲奨励金の通年交付により捕獲対策を強化し、市町を支援する。

③ 「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

市町における補助者制度の活用を支援するため、市町が開催する講習会等を支援する。

④ 隣接県との連携

四国 4 県及び四国森林管理局、中国四国地方環境事務所、中国四国農政局、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所四国支所を構成員とする「四国地域森林ニホンジカ対策連携連絡会」において、情報共有に努めるとともに、必要に応じて県境部周辺での連携捕獲の実施について検討する。

(2) 被害対策

① 侵入防止柵等の普及

農地等への侵入防止柵の設置に際しては、事前に農業改良普及センターによる現地指導を行うことにより、地形や作物の種類等、現地の状況に応じて効果的な方法を選択し、設置するよう支援する。

② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材（地域リーダー）の育成を支援するほ

か、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を実施する。

③ 本土部の初期侵入地域での対策の推進

本土部の丸亀市綾歌町等の初期侵入地域での対策を推進するため、関係機関から収集したシカの出没情報や農林業被害を「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、関係機関との情報共有に努める。被害が発生した場合には、その情報を市町等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。

(3) 生息環境管理

① 森林管理

小豆島においては、人工林の周囲に設置した侵入防止柵について、定期的な見回りや修繕による管理を実施する。

本土部においては、ニホンジカの森林被害を早期に発見するため、森林組合等を通して目撃や被害の情報を収集し、報告の頻度が高い地域において早期に捕獲や侵入防止柵の設置等の対策を講じるものとする。また、法面緑化の草本類が冬期のシカの餌場にならないように、生息密度の高い地域において使用されている牧草の被害発生パターンや現状の調査を検討する。

② 集落環境管理

県及び市町は、地域住民が集落ぐるみで、伐採跡地や耕作放棄地等の適切な管理による誘引物の除去等の取り組みを積極的に行うよう支援する。

(4) 関係部局等の連携

個体群管理、被害対策、生息環境管理を総合的に実施するために、行政部局間で、十分な連絡と調整を行う。

4. モニタリング調査

(1) 生息状況調査

① 糞塊密度調査

県内に調査ルートを設定し、糞塊密度調査を実施する。調査時には、糞塊以外のシカの食痕等痕跡についても記録し、シカの侵入の早期把握に努める。

② 出猟カレンダー調査

狩猟者登録証に従来の捕獲実績に加え、目撃した事実も記載し、報告することとする。

③ 捕獲状況調査

有害鳥獣捕獲、狩猟等による捕獲状況を翌年度6月中旬を目途に取りまとめる。

(2) 農林業被害調査

① 農業被害調査

各市町が取りまとめた作物毎の被害金額による実態調査を実施する。

② 林業被害調査

被害林分を対象に調査を実施し、被害面積と被害金額を明らかにする。

本土部については、森林組合等を通して目撃や被害の情報を収集し、報告の頻度が高い地域において早期に捕獲や侵入防止柵の設置等の対策を講じる。

③ 「香川県野生鳥獣対策システム」の活用

県は、関係機関から収集したシカの出没情報や農林業被害を「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、情報共有を図る。